

各 種 規 則

一般社団法人東京古物商防犯連盟の入会及び退会に関する規則	1
一般社団法人東京古物商防犯連盟の会費等に関する規則	5
一般社団法人東京古物商防犯連盟理事会運営規則	10
一般社団法人東京古物商防犯連盟方面部会規則	14
一般社団法人東京古物商防犯連盟委員会規則	15

一般社団法人東京古物商防犯連盟

一般社団法人東京古物商防犯連盟の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京古物商防犯連盟（以下「東古連」という。）定款第7条及び第10条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第6条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、支部会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 支部会員 この法人の目的に賛同して入会した団体（各警察署管内古物商防犯協力会、業種別組合防犯協力会、古物市場等）
- (2) 地域会員 この法人の目的に賛同して各支部に入会した団体又は個人
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した団体又は個人
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は永年にわたり当法人に対して指導的立場にあり会員総会において推薦された者

(入会手続)

第3条 この法人の支部会員になろうとする団体（各警察署管内古物商防犯協力会、業種別組合防犯協力会、古物市場等）は、加盟申込書（第0号様式）に、団体代表者の許可証の全ての面の写しを添付して、この法人に提出しなければならない。

2 この法人の一般会員になろうとする個人、法人又は団体は、入会申込書（第1号様式）

に、許可証の全ての面の写しを添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

3 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 古物営業を行うため古物営業許可を受けた個人、法人又は団体
- (2) 過去に本協会の会員であった者で、本連盟の会員の資格を喪失してから3年

以上経過していること。

- (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人、法人又は団体であること。
- 4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。
- 5 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

（会員名簿）

- 第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。
- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（入会金及び会費）

- 第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、会費等に関する規則によるものとする。

（退会）

- 第6条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。
- 2 次年度の退会を希望する場合は、前年度の3月31日までに退会届を提出すること。
 - 3 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
 - 4 定款第9条及び第11条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

（再入会）

- 第7条 過去にこの法人の会員であった者（退会後3年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。

（補則）

- 第8条 この規則に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規則は、2024年12月2日から施行する。

【第01号様式】（第3条関係）

一般社団法人 東京古物商防犯連盟 加盟申込書 兼 業務委託契約書				
裏面の業務委託規約を確認し、一般社団法人 東京古物商防犯連盟への加盟を申込みます。				
令和 年 月 日				
団体名 (正式名称)				
管轄地域				
担当署	警察署			
団体代表者	氏名		生年月日	
	事業所名称			
	古物許可種類		古物許可番号	
	事業所住所	〒		
	e-mail	@		
	Tel.		携帯電話番号	
	Fax.			
連絡担当者	氏名		生年月日	
	事業所名称			
	古物許可種類		古物許可番号	
	事業所住所	〒		
	e-mail	@		
	Tel.			
	Fax.		携帯電話番号	

可能な限り着色欄全てにご記入下さい。

* 申込書は、メール添付もしくは郵送で提出して下さい。

事務処理の都合上、できるだけメール添付での提出をお願いします。

<提出先> 一般社団法人 東京古物商防犯連盟 事務局

e-mail : inquiry@toukoren.jp

住 所 : 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町25番地

アルファグランデ千桜タワー104号

* 申込書の提出と、連盟会費の納入で、正式な加盟手続き完了となります。

承認	
会長	第 方 面 部 長

業務委託契約

第1条(目的)

一般社団法人 東京古物商防犯連盟(以下「甲」という)は、本契約の定めるところにより、以下の業務(以下「本件業務」という。)を本東古連加盟店申込者(以下「乙」という)に委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲の支部としての防犯活動の一覧

2. 定期報告

- (1) 乙は3か月ごとに、その間、行った防犯活動の内容やその結果を甲に報告すること。
- (2) 地域会員からの年会費の収納等の入金や各種活動等における出金の収支報告すること

3. 金銭

- (1) 方面部会議に出席し、地域の連携を図ること
- (2) その他、会議や委員会等の活動に積極的に協力すること

第2条(契約期間)

契約成立から1か年(12か月)とする。期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかからも相手方に対して本契約終了の通知が書面でなされないとときは、本契約は更に1か年(12か月)延長され、以後も同様とする。

第3条(委託料)

1. 本契約に基づく乙の委託料は、別途定める地域会員の会費の収納方法によって決定する。

2. 委託料の支払いは現金とし、乙名義の銀行口座へ振り込みもしくは手渡しとする。

第4条(再委託の原則)

乙は、甲の直由による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託することができない。

第5条(権利義務の譲渡)

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約により生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

第6条(秘密情報)

1. 本契約における秘密情報とは、本件業務に関連した技術・営業等に関する一切の情報のうち、甲および乙が相手方から秘密である旨を明示して開示されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- (1) 開示を受ける前から自己において既に所有していた情報
- (2) 正當な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 開示を受ける前から既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず公知となった情報
- (4) 開示された後、その秘密情報をよらず自らの開発により知得した情報

2. 甲および乙から相手方への秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記録媒体等の有形物により行う。それ以外の方法によって秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなければならないものとする。

3. 甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の内容および秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または複数ある管公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。

4. 本条は、本契約終了後も7年間は引き続き効力を有するものとする。

第7条(個人情報)

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報(個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

第8条(損害賠償)

甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に對しその賠償を請求することができる。

第9条(契約の解除と期限の利益の喪失)

1. 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの警告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
- (2) 支払の停止があった場合
- (3) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の中止がなされた場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2. 甲または乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

3. 甲または乙は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を非清しなければならないものとする。

第10条(不可抗力免除)

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大額な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅延、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第11条(裁判管轄)

本契約に關し裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する地裁裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第1号様式（第3条関係）

一般社団法人東京古物商防犯連盟入会申込書

私（弊社）は、貴連盟の会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

1 入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）

2 添付書類 古物商許可証（全面）の写し

3 会員種別 個人会員 法人会員

4 主たる取引品目 _____ (許可申請時に届出たもの)

5 連絡先電話番号

6 メールアドレス

7 法人・団体会員の窓口担当者

令和 年 月 日

〒 住所（主たる事務所の所在地） 氏名（法人名・代表者名）
人名・代表者名

一般社団法人東京古物商防犯連盟
代表理事 ○ ○ ○ ○ 殿

第2号様式（第3条関係）

一般社団法人東京古物商防犯連盟入会決定通知書

氏名（法人名・代表者名） 殿 貴殿（貴社）は、本連盟の○○会員として、入会が認められたので通知いたします。

令和 年 月 日

一般社団法人東京古物商防犯連盟
代表理事 ○ ○ ○ ○ ㊞

(注) 入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式（第4条関係）

一般社団法人東京古物商防犯連盟会員名簿

会員種別	入会年月日	会員名		住所又は所在地	退会年月日	摘要
		氏名（法人名）	代表者名			
・	・				・	
・	・				・	
・	・				・	
・	・				・	
・	・				・	
・	・				・	

- (注) 1. 会員種別は、会員の区別を記入する。
 2. 会員名欄の代表者名は、会員が法人又は団体の場合に記入する。
 3. 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式（第6条関係）

一般社団法人東京古物商防犯連盟退会届
私（弊社）は、貴連盟の〇〇会員を退会したいので届出ます。
退会予定期日 令和 年 月 日
令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地） 氏名（法人 名・代表者名） (電話)
一般社団法人東京古物商防犯連盟
代表理事 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東京古物商防犯連盟の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人東京古物商防犯連盟（以下「東古連」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第8条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 入会金 無料とする。ただし、入会手続きが必要である。

(2) 年会費

① 一般会員

ア) 個人会員 一口 5,000円

イ) 法人会員 一口 10,000円

② 地域会員 一口 3,000円

③ 支部会員 旧方式：支部会員が地域会員から直接集金する場合は1件につき800円の分担金を担当方面部会に支払う
新方式：方面部会が地域会員から直接集金する場合は、防犯活動状況に応じて方面部会より運営費が支給される（会費無し）

- 2 各方面部会に入金された会費および分担金はその50%を東古連本部の口座へ送金する。
- 3 入会金については、理事会の決議により定める。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から速やかに、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 会員は、毎事業年度の会費として定時総会終了後速やかに納入しなければならない。
- 3 会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

- 第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 この法人は、会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。
- 附 則 この規則は、2024年12月2日から施行する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____			
区分	納入年月日	金額	摘要
入会金	年 月 日	〇〇〇〇円	
会費	令和 年度分		

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。

一般社団法人東京古物商防犯連盟理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第30条の規定に基づき、一般社団法人東京古物商防犯連盟（以下「東古連」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として年度末及び会員総会の前に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から3日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しく著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

- 第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。
- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

- 第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

- 第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。
- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

- 第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
 - 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案を

した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

（決議事項）

第 10 条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 会員総会の招集等に関する事項
 - (2) 理事に関する事項
 - (3) 組織及び人事に関する事項
 - (4) 財産・財務に関する事項
 - (5) 重要な業務執行に関する事項
 - (6) その他法令及び定款に定める事項
- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第 11 条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第 12 条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に
対し通知しなければならない

(常任理事会)

第14条 この法人は、常任理事会を置くことができる。

2 常任理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常任理事会運
営規則の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規則は、2024年12月2日から施行する。

一般社団法人東京古物商防犯連盟方面部会規則

(目的)

第1条 一般社団法人東京古物商防犯連盟（以下、「東古連」という。）の方面部会に関する事項の取扱いについて、定款第39条に基づき、この方面部会規則を定める。

(方面部及び方面部長)

第2条 当法人は、警視庁管内の10方面部に方面部会を組織する。

- 2 各方面部会は所属する支部会員の互選によって方面部長を選出する。
- 3 各方面部長は所属する協力会会长を統率し、当法人の事業に参画する。

(方面会議)

第3条 当法人の会長は、任意の機関として方面会議を主催し、職域警察署と連携した防犯行事の協力に関し会議を行う。

- 2 各方面部長は、当法人の理事会の要請に応じて方面会議を開催し、会議の目的のために協力会会长と連携し会議を行う。

(方面部長会議)

第4条 当法人の会長は、任意の機関として方面部長会議を組織し、理事会の要請に応じて当法人の運営について方面部長と意見交換及び要望を得る。

(計算)

第5条 各方面部会は当法人の事業年度に合わせ個別に会計処理を実施し、当法人の決算に併せて連結決算する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規則は、2024年12月2日から施行する。

一般社団法人東京古物商防犯連盟委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人東京古物商防犯連盟（以下、「東古連」という。）の委員会に関する事項の取扱いについて、定款第40条に基づき、この委員会規則を定める。

(委員会の設置)

第2条 会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は社員総会議決事項の執行に当たり、理事会を補佐するための委員会を設置する。

(委員会の種類)

第3条 当法人の委員会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第4条 委員長は、原則として理事をもって充てる。なお、非理事を委員長に充てる場合は、担当理事を置くこととする。

- 2 委員会の業務を推進するために、幹事を置くことができる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、当該機関の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委託)

第5条 委員長は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員および幹事は、原則として社員の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長、委員および幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(定足数)

第7条 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 委員会の議事は、公開しないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規則は、2024年12月2日から施行する。

別表

委員会名	目的
方面部委員会	本委員会は、東古連の方面部を中心に防犯活動に関する業務を行うことを目的とする。
講習会委員会	本委員会は、東古連の講習会に関する業務を行うことを目的とする。
財務事業委員会	本委員会は、東古連の財務に関する業務を行うことを目的とする。